

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 国道 1 3 8 号新屋拡幅上吉田地区改良工事

国土交通省 関東地方整備局
甲府河川国道事務所 工務第二課

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 8 号新屋拡幅上吉田地区改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
道路改良 (福地用水路)		式		1		
道路土工		式		1		
掘削工		式		1		
掘削	土砂 上記以外(小規模) 小規模(標準)	m3		170		
路体盛土工		式		1		
路体(築堤)盛土	2.5m未満	m3		260		
路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	m3		40		
路体(築堤)盛土	4.0m以上	m3		250		
土砂等運搬 現場内	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3		80		
土砂等運搬 擁壁工～現場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3		20		
土砂等運搬 道の駅交差点～現場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3		50		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 8 号新屋拡幅上吉田地区改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
土砂等運搬 上宿交差点～現場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3		50		
土砂等運搬 採取場～現場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3		160		
路床盛土工		式		1		
路床盛土	2.5m未満	m3		290		
路床盛土	4.0m以上	m3		320		
土砂等運搬 上宿交差点～現場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3		270		
土砂等運搬 採取場～現場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3		390		
法面整形工		式		1		
法面整形(盛土部)	法面締固め無 現場制約無	m2		140		
残土処理工		式		1		
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3		190		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 8 号新屋拡幅上吉田地区改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
残土等処分		m3		190		
舗装工		式		1		
アスファルト舗装工 (市道)		式		1		
下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシャー RC-40 仕上り厚 150m m	m2		161		
上層路盤(車道・路肩部)	粒度調整碎石 M-40 仕上り厚 100m m	m2		161		
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 1.4m以上3.0m以下	m2		161		
アスファルト舗装工 (市道)	仮舗装	式		1		
下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシャー RC-40 仕上り厚 150m m	m2		130		
上層路盤(車道・路肩部)	粒度調整碎石 M-40 仕上り厚 100m m	m2		130		
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2		130		
アスファルト舗装工 (国道)	仮舗装	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 8 号新屋拡幅上吉田地区改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシャー RC-40 仕上り厚 150m m	m2		664		
上層路盤(車道・路肩部)	粒度調整砕石 M-40 仕上り厚 150m m	m2		664		
上層路盤(車道・路肩部)	再生瀝青安定処理材(40) 仕上り厚 8 0mm	m2		664		
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2		664		
擁壁工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		
場所打擁壁工(構造物単位)		式		1		
重力式擁壁 ①	1mを超え2m未満 18-8-40(高炉)	m3		13		
重力式擁壁 ②	2m以上5m以下 18-8-40(高炉)	m3		62		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 8 号新屋拡幅上吉田地区改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
カルバート工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し		式		1		
基面整正		式		1		
場所打函渠工		式		1		
基礎材	再生クラッシャー40～0 敷厚 0.2m	m2		10		
均しコンクリート	18-8-25 (高炉) 敷厚 10 c m	m2		10		
コンクリート	内空幅 2m 内空高さ 0.6m 24-12-25 (20) (高炉) 一般養生 コンクリート夜間割増無	m3		10		
鉄筋	SD345 D13	t		0.41		
鉄筋	SD345 D16～25	t		0.76		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 8 号新屋拡幅上吉田地区改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
鉄筋	機械式継ぎ手 D16×D16	箇所		28		
鉄筋	機械式継ぎ手 D25×D25	箇所		10		
型枠	一般型枠	式		1		
支保	f ≤ 40kN/m ² [t ≤ 120cm]	式		1		
目地板	ゴム発泡体 t=20	m ²		3		
シール材		m		8		
スリップ・パネ	D29×600	本		12		
巻立工 2		式		1		
基礎材	再生グラッサラン40～0 敷厚 0.2m	m ²		8		
均しコンクリート	18-8-25 (高炉) 敷厚 10 c m	m ²		8		
コンクリート	24-12-25 (20) (高炉) 一般養生 コンクリート 夜間割増無	m ³		4		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 8 号新屋拡幅上吉田地区改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
鉄筋	SD345 D13	t		0.05		
鉄筋	SD345 D16～25	t		0.23		
型枠	一般型枠	式		1		
目地板	ｺﾞﾑ発泡体t=20	m2		1		
プレキャストカルバート工		式		1		
プレキャストボックス	内幅 1.5m 内高 1.5m	m		10		
プレキャストボックス	内幅 2m 内高 0.6m	m		10		
排水構造物工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 8 号新屋拡幅上吉田地区改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
側溝工		式		1		
プレキャストL形側溝	幅 50 c m 高さ 15 c m 500A 鉄筋コンクリートL形 (665×270×600)	m		2		
プレキャストU型側溝	鉄筋コンクリートU型 300B	m		21		
プレキャストU型側溝	B1500×H2000×L2000mm	m		5		
自由勾配側溝	B300×H400mm	m		2		
自由勾配側溝	B300×H500mm	m		2		
自由勾配側溝	B300×H600mm	m		2		
自由勾配側溝	B300×H800mm	m		2		
自由勾配側溝	B300×H1000mm	m		2		
側溝蓋	自由勾配側溝蓋 300用	枚		10		
管渠工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 8 号新屋拡幅上吉田地区改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
暗渠排水管 (取付管)	据付 直管 200～400mm	m		0.8		
暗渠排水管 (清光院水路)	据付 直管 200～400mm 穴あけ加工	m		2		
集水桝・マンホール工		式		1		
現場打ち集水桝 1号集水桝	B500×L500×H500 現場打材 18-8-25 (高炉) 法面作業補正無	箇所		1		
現場打ち集水桝 2号集水桝	B500×L500×H1100 現場打材 18-8-4 0(高炉) 法面作業補正無	箇所		1		
蓋	集水桝蓋 (鋼製グレーチング) 500×500 用	枚		2		
地下排水工		式		1		
地下排水	直管	m		19		
場所打水路工		式		1		
現場打水路 ①	内幅1500mm 内高2000mm 24-12-25(20) (高炉)	m		2		
現場打水路 ②	内幅1500mm 内高2000mm 24-12-25(20) (高炉)	m		2		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 8 号新屋拡幅上吉田地区改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
足場	安全ネット必要	式		1		
付属施設工		式		1		
スライダゲート (清光院水路)		基		1		
取水口スクリーン (清光院水路)	W364×H380mm	基		1		
足掛金物 (清光院水路)		本		5		
場所打コンクリート	18-8-40 (高炉)	m3		0.1		
コンクリートシール		式		1		
張りコンクリート	18-8-25 (20) (高炉) コンクリート夜間 割増無 厚7cm	m2		3		
防護柵工		式		1		
路側防護柵工		式		1		
ガードレール	塗装品 Gr-C-2B 21m未満 曲線部補正 無 景観色塗装	m		16		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 8 号新屋拡幅上吉田地区改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
防止柵工		式		1		
基礎ブロック, 鋼管基礎	基礎ブロック 180×180×450mm	基		6		
基礎ブロック (現場打), 鋼管基礎	基礎ブロック 550×550×700mm	基		2		
フェンス・支柱 (メッシュフェンス)	支柱高 1.2m 支柱間隔 2.0m 景観色塗装	m		10		
門扉	片開き 景観色塗装	基		1		
転落 (横断) 防止柵	柵高 1.1m 土中建込 景観色塗装	m		3		
区画線工		式		1		
区画線工 (夜間)		式		1		
溶融式区画線	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		430		
溶融式区画線	溶融式手動 破線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		20		
溶融式区画線	溶融式手動 セパレータ 45cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		7		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 8 号新屋拡幅上吉田地区改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
溶融式区画線	溶融式手動 矢印・記号・文字 15cm換算 厚1.5mm 排水性舗装無	m		31		
区画線消去	削取り式	m		938		
区画線工		式		1		
溶融式区画線	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		420		
溶融式区画線	溶融式手動 破線 30cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		5		
溶融式区画線	溶融式手動 セブラ 45cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		14		
溶融式区画線	溶融式手動 矢印・記号・文字 15cm換算 厚1.5mm 排水性舗装無	m		31		
道路付属施設工		式		1		
道路付属物工		式		1		
場所打地覆		箇所		3		
構造物撤去工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 8 号新屋拡幅上吉田地区改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
防護柵撤去工		式		1		
防護柵撤去 (ガードレール)		m		61		
構造物取壊し工		式		1		
コンクリート構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	m3		251		
コンクリート構造物取壊し	鉄筋構造物 機械施工	m3		1		
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cm以下	式		1		
舗装版切断	アスファルト舗装版 15cmを超え30cm以下	式		1		
舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 5 c m	m2		230		
舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 18 c m	m2		90		
運搬処理工		式		1		
殻運搬 現場～処分場	コンクリート殻(無筋)	m3		251		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 8 号新屋拡幅上吉田地区改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
殻運搬 現場～処分場	コンクリート殻(鉄筋)	m3		1		
殻運搬 現場～処分場	アスファルト殻	m3		12		
殻運搬 現場～処分場	アスファルト殻	m3		17		
殻処分	コンクリート殻(無筋)	m3		251		
殻処分	コンクリート殻(鉄筋)	m3		1		
殻処分	アスファルト殻	m3		28		
現場発生品運搬 現場～赤池大橋下	ガードレール	t		1.18		
仮設工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 8 号新屋拡幅上吉田地区改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
水替工		式		1		
ポンプ排水	120以上450 (m3/h) 未満 10m 常時排水 設置・撤去	式		1		
仮水路工		式		1		
コレクターパイプ	フランジ型 管径800mm 据付・撤去	式		1		
コレクターパイプ	フランジ型 管径1000mm 据付・撤去	式		1		
コレクターパイプ	フランジ型 管径1200mm 据付	式		1		
コレクターフリューム	幅1000×高850mm 撤去	式		1		
コレクターフリューム	各種 φ500mm半割り管 据付	式		1		
コレクターフリューム	各種 φ500mm半割り管 撤去	式		1		
現場発生品運搬 現場～赤池大橋下	仮設材 (コレクターパイプ、コレクターフリューム)	式		1		
現場打ち集水桝 G2	現場打材 18-8-25 (高炉) 法面作業補 正無	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 8 号新屋拡幅上吉田地区改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
蓋	集水桝蓋 (鋼製グレーチング) 600×600 用	式		1		
土のう積	設置	式		1		
土のう積	撤去	式		1		
防護施設工		式		1		
仮設ガードレール	H鋼基礎 設置	式		1		
仮設ガードレール	H鋼基礎 撤去	式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
交通誘導警備員 (夜間)		式		1		
道路改良 (新屋 擁壁工)		式		1		
地盤改良工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 8 号新屋拡幅上吉田地区改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
安定処理工		式		1		
安定処理	1mを超え2m以下 固化材100m2あたり 使用量 5.6t/100m2 セメント系固化材	m2		11		
擁壁工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		
場所打擁壁工(構造物単位)		式		1		
重力式擁壁	1mを超え2m未満 18-8-40(高炉)	m3		18		
プレキャスト擁壁工		式		1		
プレキャスト擁壁	1.0mを超え2.0m以下	m		7		
構造物撤去工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 8 号新屋拡幅上吉田地区改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
構造物取壊し工		式		1		
コンクリート構造物取壊し	鉄筋構造物 機械施工	m3		0.9		
運搬処理工		式		1		
殻運搬 現場～処分場	コンクリート殻(鉄筋)	m3		0.9		
殻処分	コンクリート殻(鉄筋)	m3		0.9		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
道路改良 (道の駅交差点)		式		1		
道路土工		式		1		
掘削工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 8 号新屋拡幅上吉田地区改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 5,000 m3未満	m3		70		
路体盛土工		式		1		
路体(築堤)盛土	2.5m未満	m3		8		
路床盛土工		式		1		
路床盛土	2.5m未満	m3		20		
舗装工		式		1		
アスファルト舗装工 (夜間)(支道舗装)		式		1		
路盤(車道・路肩部)	粒度調整碎石 M-40 仕上り厚 250m m	m2		209		
表層(車道・路肩部)	各種(2.30以上2.40t/m3未満) 再生密 粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2		209		
透水性舗装工 (夜間)(歩道一般部)		式		1		
フィルター層	砂 仕上り厚 100mm	m2		14		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 8 号新屋拡幅上吉田地区改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
路盤 (歩道部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 100m m	m2		14		
表層	透水性アスコン 開粒度アスコン (13) 2.4m以 上 舗装厚 40mm	m2		14		
ブロック舗装工 (夜間)		式		1		
凍上抑制層 (歩道部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 100m m	m2		144		
路盤 (歩道部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 100m m	m2		144		
インターロッキングブロック舗装	標準品 直線配置 厚6cm 砂 (クッション用) 敷材厚 30mm 100m2以上	m2		144		
排水構造物工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		
側溝工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 8 号新屋拡幅上吉田地区改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
L形側溝	一般部 幅 50 c m 高さ 20 c m 18-8-25 (高炉)	m		15		
L形側溝	切下げ部 幅 50 c m 高さ 2 c m 18-8-25 (高炉)	m		17		
L形側溝	すり付け部 幅 50 c m 高さ 20 c m ~2 c m 18-8-25 (高炉)	m		3		
自由勾配側溝	B300×H400mm (横断用)	m		13		
管(函)渠型側溝	円形水路 (横断用-舗装対応型) 幅 30 c m	m		39		
側溝蓋	自由勾配側溝 (横断用) 蓋 鋼製グレーチング 300用	枚		6		
集水枥・マンホール工		式		1		
現場打ち集水枥 G2	B500×L500×H700 現場打材 18-8-25 (高炉) 法面作業補正無	箇所		2		
蓋	集水枥蓋 (鋼製グレーチング) 500×500 用	枚		2		
防護柵工		式		1		
路側防護柵工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 8 号新屋拡幅上吉田地区改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
ガードパイプ	Gp-Bp-2E 塗装品 20m以上50m未満 曲線部補正無 景観色塗装	m		21		
区画線工		式		1		
区画線工 (夜間)		式		1		
溶融式区画線	溶融式手動 ゼブラ 45cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		63		
路面標示工 (夜間)		式		1		
矢羽根型路面標示	高輝度反射貼付式 750×1500	箇所		54		
ビクトグラム	溶融噴射式(自転車マーク+矢印)	箇所		6		
構造物撤去工		式		1		
構造物取壊し工		式		1		
コンクリート構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	m3		5		
コンクリート構造物取壊し	鉄筋構造物 機械施工	m3		24		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 8 号新屋拡幅上吉田地区改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
舗装版切断 (夜間)	アスファルト舗装版 15cm以下	式		1		
舗装版切断 (夜間)	アスファルト舗装版 15cmを超え30cm以下	式		1		
舗装版破碎 (夜間)	アスファルト舗装版 舗装版厚 4 c m	m2		56		
舗装版破碎 (夜間)	アスファルト舗装版 舗装版厚 18 c m	m2		170		
運搬処理工		式		1		
殻運搬 現場～処分場	コンクリート殻(無筋)	m3		5		
殻運搬 現場～処分場	コンクリート殻(鉄筋)	m3		24		
殻運搬 (夜間) 現場～出張所	アスファルト殻 (15cm以下)	m3		2		
殻運搬 (夜間) 現場～出張所	アスファルト殻 (15cm超)	m3		31		
殻運搬 富士吉田(出)～処分場	アスファルト殻	m3		33		
殻処分	コンクリート殻(無筋)	m3		5		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 8 号新屋拡幅上吉田地区改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
殻処分	コンクリート殻(鉄筋)	m3		24		
殻処分	アスファルト殻	m3		33		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
交通誘導警備員 (夜間)		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
仮設材運搬費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 8 号新屋拡幅上吉田地区改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
技術管理費		式		1		
土質等試験費		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 8 号新屋拡幅上吉田地区改良工事（上宿交差点） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路改良 （上宿交差点）		式		1		
道路土工		式		1		
掘削工		式		1		
掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 5,000 m3未満	m3		340		
路床盛土工		式		1		
路床盛土	2.5m未満	m3		20		
舗装工		式		1		
切削オーバーレイ工 （夜間）		式		1		
切削オーバーレイ	7cm以下 一層 段差すりつけ無 改質As 密粒Ⅱ型（20）	m2		487		
殻運搬（路面切削） 現場～富士吉田（出）	アスファルト殻（切削材）	m3		24		
アスファルト舗装工 （夜間）（車道）		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 8 号新屋拡幅上吉田地区改良工事（上宿交差点） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュ RC-40 仕上り厚 350m m	m2		665		
上層路盤(車道・路肩部)	粒度調整碎石 M-40 仕上り厚 200m m	m2		665		
上層路盤(車道・路肩部)	路盤材(各種) 再生瀝青安定処理材(4 0) 仕上り厚 80mm	m2		665		
基層(車道・路肩部)	各種(2.30以上2.40t/m3未満) 再生粗 粒度アスコ(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2		665		
表層(車道・路肩部)	各種(2.30以上2.40t/m3未満) 改質As 密粒Ⅱ型(20) 舗装厚 50mm 3.0 m超	m2		665		
排水構造物工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		
側溝工		式		1		
L形側溝	平坦部 幅 50 c m 高さ 2 c m 18-8 -25(高炉)	m		9		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 8 号新屋拡幅上吉田地区改良工事（上宿交差点） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
プレキャストU型側溝	道路用鉄筋コンクリート側溝 1種 B300×H300mm	m		5		
側溝蓋	300 41.2×9.5×50	枚		10		
区画線工		式		1		
区画線工 （夜間）		式		1		
溶融式区画線	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無 黄色	m		120		
溶融式区画線	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無 白色	m		370		
溶融式区画線	溶融式手動 破線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無 白色	m		17		
溶融式区画線	溶融式手動 ゼブラ 45cm 厚1.5mm 排水性舗装無 白色	m		310		
溶融式区画線	溶融式手動 矢印・記号・文字 15cm換算 厚1.5mm 排水性舗装無 白色	m		53		
区画線消去	削取り式	m		126		
道路付属施設工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 8 号新屋拡幅上吉田地区改良工事（上宿交差点） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路付属物工		式		1		
車線分離標	H=650mm 可変式(穿孔式・1本脚) 30本以上	本		32		
構造物撤去工		式		1		
構造物取壊し工		式		1		
コンクリート構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	m3		48		
コンクリート構造物取壊し	鉄筋構造物 機械施工	m3		20		
運搬処理工		式		1		
殻運搬 現場～処分場	コンクリート殻(無筋)	m3		48		
殻運搬 現場～処分場	コンクリート殻(鉄筋)	m3		20		
殻運搬 富士吉田(出)～処分場	アスファルト殻(切削材)	m3		24		
殻処分	コンクリート殻(無筋)	m3		48		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 8 号新屋拡幅上吉田地区改良工事（上宿交差点） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
殻処分	コンクリート殻（鉄筋）	m3		20		
殻処分	アスファルト殻（切削殻）	m3		24		
仮設工		式		1		
防護施設工		式		1		
仮設ガードレール		m		103		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
交通誘導警備員 （夜間）		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 1 3 8 号新屋拡幅上吉田地区改良工事（上宿交差点） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
運搬費		式		1		
建設機械運搬費		式		1		
仮設材運搬費		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

R 7 国道 1 3 8 号新屋拡幅上吉田地区改良工事

特 記 仕 様 書

令和 8 年 1 月

関 東 地 方 整 備 局
甲 府 河 川 国 道 事 務 所

第 1 章 総 則

第 1 条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和 7 年度版)(以下「共通仕様書」という。)という特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
- ※ 3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
3. 本工事における「条件明示」については、別紙 - 1 「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第 2 条 主任技術者等（契約書第 10 条）

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予の技術者でなければならない。

第 3 条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

第 4 条 コリنز（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第 5 条 コリنز（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点 山梨県富士吉田市上吉田東 緯度 35°27'48" 経度 138°48'12"
終点 山梨県富士吉田市上吉田東 緯度 35°27'23" 経度 138°48'20"

第6条 コリنز（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例

本工事は、山梨県富士吉田市上吉田東地先において、一般国道138号の福地用水路、上宿交差点、における、道路改良工事を行うものである。

主な工種は掘削工・盛土工・舗装工・区画線工・切削オーバーレイ工・擁壁工・排水構造物工である。

第7条 コリنز（CORINS）への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

業 務 名	テクリス番号
R 4 新屋拡幅道路修正他設計業務	4052153196
R 6 富士東部地区道路設計検討業務	4055733729
H30 富士北麓周辺地域道路空間検討その他業務	4033442507

第8条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ◇◇建設株式会社 印
	

注1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2）所属会社の写真とする。

第9条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、

検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。

2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。

- (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
- (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- (3) 工事コスト調査(調査結果でも可)に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は甲府河川国道事務所のホームページにより公表する。
- (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は、以下のとおり。

資 料 名	内 容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

注) 特記仕様書に別紙様式等を添付する場合には必ず(別紙様式-00の様式)を添付すること

第10条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第11条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

- ・擁壁工
- ・カルバート工
- ・切削オーバーレイ工
- ・防護柵工
- ・舗装工

第 12 条 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第 13 条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和 7 年 3 月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和 7 年 3 月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙 - 15）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第 14 条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によるものとする。

第 15 条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」（令和 7 年 3 月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、監督職員と協議し承諾を得なければならない。使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev 5.7）令和 7 年 3 月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザー ID 数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - （1）情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - （2）サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏

洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

(3) (2) の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第16条 「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>)によるものとする。

第17条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>)によるものとする。

第18条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第19条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ
<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第20条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

1. 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
2. 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第21条 設計図面の変更

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第22条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第23条 工事現場発生品

1. 構造物撤去工から発生する現場発生品の引渡し場所は、赤池資材置き場（運搬距離L=17.1km）とする。
2. 現場発生品は下表のとおりとする。

品目	規格	単位	数量	引渡場所	運搬距離	摘要
ガードレール	Gr-C-2B	m	61	赤池資材置き場	17.1km	1.18t
コルゲートパイプ	円形1型直径800mm 板厚1.6mm	m	29			3.01t
	円形1型直径1000mm 板厚1.6mm	m	18			
コルゲートフリューム	幅1000×高850mm	m	4			
	φ500 半割り管	m	49			

--	--	--	--	--	--	--

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第24条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)

1. 再生資源の活用

受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資 材 名	規 格	備 考
再生クラッシャーラン	RC-40	L型側溝 逆L型側溝 U型側溝 自由勾配側溝 下層路盤 路盤歩道部 凍上抑制層（歩道部） 現場打ち水路 コンクリートシール メッシュフェンス （門扉付き） 凍上抑制層（歩道部）
再生アスファルト混合物	再生瀝青安定処理剤（40）	上層路盤
再生アスファルト混合物	再生粗粒度アスコン（20）	基層
再生アスファルト混合物	再生密粒度アスコン（20）	表層

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

2. 特定建設資材の分別解体等の再資源化等

- （1）本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号、最終令和4年6月17日法律68号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

1) 分別解体等の方法

工 程 ご と	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	②土工	土工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (構造物撤去)	その他の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用

2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類		施設の名称	施設の住所又は所在地
コンクリート (無筋)	福地用水路 道の駅交差点 上宿交差点	(株) 土手影建設富士河口湖リサイクルプラント処分場	山梨県南都留郡富士河口湖町小立5065
コンクリート (有筋)	福地用水路 新屋 擁壁工 道の駅交差点 上宿交差点		
アスファルト殻	福地用水路 道の駅交差点 上宿交差点		

※上記 2) については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

3) 受入時間

(株) 土手影富士河口湖リサイクルプラント処分場：8時00分～17時00分

4) その他

本工事において夜間に発生した殻は、仮置場所に仮置きし、昼間処分するものとする。仮置き場所は、富士吉田出張所を想定している。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

3. その他

工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第25条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手(建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。)するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第26条 コンクリート副産物から再生された資源について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5022(再生骨材Mを用いたコンクリート)、JIS A 5023(再生骨材Lを用いたコンクリート)により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365(プレストキャストコンクリート製品一検査方法通則)により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第1編3-3-3 配合」に従うものとする。

第27条 工事完成図

本工事は、道路工事完成図等作成要領(第2版)(国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月)に基づく電子納品の対象工事である。http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第28条 工事完成図書の作成、納品

1. 完成図等の作成について

受注者は、「道路工事完成図等作成要領(国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月)」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。

受注者は、本要領に基づき、国土技術政策総合研究所がホームページ上に無償で公開している本要領に対応したチェックプログラムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で出力資料を含む（別紙等での提出も可能）電子データを提出しなければならない。

2. 提出資料

【電子データ（CD入り）】

- ・完成平面図 SXF データ（.P21）
- ・完成縦断図 SXF データ（.P21）
- ・完成平面図：属性 XML データ（拡張子 .saf）

【出力資料（道路工事完成図等作成要領 P 7 3 参照）】

- ・チェック結果記録
- ・完成平面図
- ・完成縦断図
- ・「完成平面図」チェック結果記録
- ・道路工事完成図等チェックプログラム結果ログ

第 29 条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和 7 年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和 7 年度版)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT 活用工事実施要領(令和 7 年 3 月改定)の関連要領等一覧（URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第 30 条 デジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の 1. から 4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和 7 年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト）」（URL :

<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、
<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条 1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉塵等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（令和 5 年 3 月）（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条 2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条 2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会 <<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第 3 1 条 ICT活用工事における適用（用語の定義）について

1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第 3 2 条 ICT活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調

査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第33条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内 容

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
- （１３）擬音装置（機能を含む）
- （１４）着替え台
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）

※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記２．の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

４．その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

３．その他

快適トイレを設置しない場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第３４条 BIM/CIM適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（発注者指定型）である。

少なくとも以下に示す義務項目について、BIM/CIM を適用する。さらに、発注者が示す課題や効率化等を求める内容を踏まえ、BIM/CIM 取扱要領「附属資料１ 推奨項目一覧」や過去の取組事例等を参考にし、受発注者で実施内容や納品方法について協議し決定する。

受注者が希望する場合、発注者が示す活用内容以外の活用内容を提案することができる。

BIM/CIM 適用工事に要する費用については、当初は計上していない。３次元モデルを作成または加工する場合は、受発注者間の協議に基づき、設計変更を行うものとする。

活用内容	活用内容の詳細
【義務項目】	
施工計画の検討補助	詳細設計等で作成された３次元モデルを閲覧し、施工計画を検討する際の参考にする。
２次元図面の理解補助	詳細設計等で作成された３次元モデルを閲覧し、２次元図面を理解する際の参考にする。
現場作業員への説明	詳細設計で作成された３次元モデルを用いて、現場作業員等に工事の完成イメージ等を説明し、現場作業員等の理解促進を図る。
【推奨項目】（例）	
重ね合せによる確認	３次元モデルに複数の情報を重ね合わせて表示することにより位置関係のずれ、干渉等が無いか等を確認する。
現場条件の確認	３次元モデルに建機等を配置し、近接物の干渉等、施工に支障が無いか確認する。
施工ステップの確認	一連の施工工程のステップごとの３次元モデルで施工可能かどうかを確認する。
施工管理での活用	３次元モデル上で施工手順等を区分し、施工範囲の明確化や進捗管理等に活用する。

（参考）〔３次元モデル作成の目安〕

詳細度	200～300程度※1
属性情報	3次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する（BIM/SIM 取り扱い要領「附属資料2 オブジェクト分類」を参照）。

※1 構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル

※2 発注者は、事業特性や現場条件に応じて活用内容を「義務項目、推奨項目の一覧」を参考に選定し、選定した活用内容に応じて下表を変更すること。

1. BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

- 1) 工事概要
- 2) 整理すべき課題
- 3) BIM/CIM の実施内容（3次元モデルの活用内容、期待する効果等）
- 4) 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等）
- 5) 3次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 6) 3次元モデルの閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
- 7) 3次元モデルの作成担当者
- 8) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

2. BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

- 9) 後段階への引継事項（データ活用時の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等）
- 10) 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等）

3. 成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

- 1) BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
- 2) BIM/CIM 実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む）
- 3) 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

4. その他

最新の情報は BIM/CIM ポータルサイト (<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>) で提供されているので、適宜参照すること。

5. DX データセンターの使用

本工事は DX データセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ

共有の円滑化を図る工事である。3次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用するDXデータセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。DXデータセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、DXデータセンターの詳細については、DXデータセンターの参考資料
(<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference>) 及びポータルサイト
(<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym>) を参照すること。

第35条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

I 架空線等上空施設の損傷事故防止

II 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

III 資機材等の下敷による人身事故防止

IV 足場・法面等からの墜落事故防止

V 地下埋設物の損傷事故防止

VI 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

VII 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

(1) 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育

(2) 労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育

(3) 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和6年2月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

5. 工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。

6. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下の通り計上する。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工 種	作業区分	員 数	備 考
福地用水路のすべての工種	昼間作業	102 人（うち有資格誘導員 51 人）	
	夜間作業	10 人（うち有資格誘導員 5 人）	

新屋擁壁工のすべての工種	昼間作業	18 人（うち有資格誘導員 9 人）	
道の駅交差点のすべての工種	昼間作業	28 人（うち有資格誘導員 14 人）	
	夜間作業	14 人（うち有資格誘導員 7 人）	
上宿交差点のすべての工種	昼間作業	32 人（うち有資格誘導員 16 人）	
	夜間作業	14 人（うち有資格誘導員 7 人）	
合 計		218 人（うち有資格誘導員 109 人）	

第 3 6 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

（1）真夏日の定義

日最高気温が 30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

（2）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

① 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25℃以上となる日を、真夏日とみなす。

② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を、真夏日とする。

③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は WBGT が 25℃以上の場合、真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（3）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（4）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（5）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 = 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

（6）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。

なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値（％）＝真夏日率×補正係数※

※ 真夏日補正係数：１．２

第３７条 安全管理推進技術者等認定について

１．概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

２．認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

３．認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

４．認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

５．不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第３８条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第２３条に規定する都・県公安委員会の行う１級又は２級検定に合格した者）１名以上を充て、他は経験１年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 39 条 路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第 40 条 交通規制日数の報告

現道上での(改築・維持修繕)工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

第 41 条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機第 58 号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第 42 条 舗装版切断時に発生する濁水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理しなければならない。

なお、舗装版切断時に発生する濁水の運搬・処理費用については当初見込んでいないが、建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し監督職員と協議すること。

なお、濁水の運搬・処理費用等、必要と認められる経費についても契約変更の対象とする。

「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第 43 条 交通安全管理（工事現場管理）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

- （１）積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- （２）さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- （３）過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
- （４）取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- （５）建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- （６）以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第 44 条 交通安全管理（特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出）

共通仕様書 1-1-1-36 交通安全管理第 14 項における道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- (1) 当該車両に関する特殊車両通行許可証
- (2) 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
- (3) 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書 1-1-1-39 官公庁等への手続等第 3 項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第 45 条 通行許可等

1. 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第 47 条第 1 項、車両制限令第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。
2. 受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第 46 条 貸付建設機械への受注者名の標示

発注者所有の建設機械を貸与されて行う作業(工事)及び業務の実施にあたっては、受注者名を貸付建設機械に標示するものとする。

なお、標示方法等の詳細については、監督職員と協議するものとする。

第 47 条 現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。
 - (1) 仮設備関係
緑化・花壇等を実施するものとする。
 - (2) 営繕関係
現場事務所、現場休息所を実施するものとする。
 - (3) 安全関係
工事標識・証明休息所の快適化を実施するものとする。
 - (4) 地域連携
デザイン工事看板（各工事 P R 看板含む）を実施するものとする。
2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の 50%を上限として設計変更の対象とする。

第 48 条 工 期

1. 工期は、雨天、休日等 112 日を見込むものとする。

なお、休日には、日曜日、国民の祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内のすべての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に下記の事項を見込んでいる。

① 準備期間	40 日間
② 後片付け期間	20 日間
③ 雨休率（猛暑日補正あり） （実働工期日数に休日と悪天候による作業不能日 ※を見込むための係数	0.72

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。

（当該工事の作業不能日ではない。）

1) 1 日の降雨・降雪量が 10mm/日以上の日：24 日間

2) 8 時から 17 時までの WBGT 値が 31 以上の時間を足し合わせた日数：4 日間

（少数第 1 位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

過去 5 か年（2020 年～2024 年）の気象庁（甲府観測所）及環境省（甲府地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、（別紙様式 - 16）により、工事の始期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：工事の始期から 329 日間

（但し、令和 8 年 5 月 7 日（工事着手期限）までに工事を開始すること）

※契約締結後において、工事の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事着手期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限から 329 日間で工事を完了させること。

第 49 条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の（1）～（5）に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- (1) 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- (2) 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- (3) 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- (4) 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- (5) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第50条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙 - 5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第51条 週休2日制適用工事

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

①完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

① 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

い。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・変更した就業規則。

4. 技術者及び技能労働者の休日の確認方法等

受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出のうえ、工事着手前に監督職員と協議するものとする。

5. 施工計画書に基づき、受発注者間で休日確保状況を確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定から内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第52条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、南部観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10

mm以上/日の日を想定している。

2. 本試行のアンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第53条 工事支障物件

占用物件等の調整内容（福地用水路）

本工事に関連する占用物件の撤去、移設防護及び復旧工事については、各占用物件の管理者（企業）が処理するものとする。移設時期等については下記によるものとする。

支障物件	管 理 者	管理者との 協 議 状 況	移設等の時期	工事方法	立会の 要 否
電力柱	東京電力	調整中	令和8年8月末完了予定	先行移設	要

第54条 概算・概略数量

1. 本工事の福地用水路については、概略構造及び概略数量を示したものであり、詳細については、監督職員の指示によるものとする。
2. 詳細設計については、現在、別途行われているところであり、この成果の引き渡しについては、令和8年4月中旬とする。

第55条 新技術の活用（新技術の定義）

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ② 公共工事等において実用段階に達している技術
- ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術 URL <http://www.netis.mlit.go.jp>
- 2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
- 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術
対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第56条 新技術の活用（施工者選択型）

1. 本工事は、「新技術の定義」に示す新技術のうち原則1技術以上を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

2. 本工事において、第55条「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は、施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。また、活用する新技術がNETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第55条「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム (NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第57条 建設現場における遠隔臨場の実施（発注者指定型）

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5. 3」を参考に実施するものとする。 URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

（1）段階確認・材料確認、立会での確認

- ① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。
- ② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（2）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に（別紙様式 - 19）を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 5 年 3 月 3 日（国不建第 578 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

(8) 通信環境

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第 58 条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』『7.3 検査項目の適応性』を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施 状況	出来型		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実施	書類	実施	書類	実施
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完成部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』『7.3 検査項目の適応性』を踏まえ判断する。

4. 実施内容

（1）技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

（2）機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（3）遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

（4）効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（5）費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

（6）不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 3 年 9 月 30 日（国不建第 273 号）』等

従い、監督処分を実施する場合がある。

第59条 契約後V E方式

1. 定義

「V E提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. V E提案の意義及び範囲

(1) 受注者がV E提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

(2) 以下の提案は、V E提案の範囲に含まないものとする。

1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. V E提案書の提出

(1) 受注者は、前項のV E提案を行う場合は、次に掲げる事項をV E提案書（別紙様式 -1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

1) 設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由

2) V E提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)

3) V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

4) 発注者が別途発注する関連工事との関係

5) 工業所有権等の排他的権利を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項

6) その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項

(2) 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

(3) 受注者は、前項のV E提案を契約の締結日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。

(4) V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. V E提案の審査

提出されたV E提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. V E提案の採否等

V E提案の採否について、原則として、V E提案の受領後14日以内に書面（別紙様式 -5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. V E提案を採用した場合の設計変更等

(1) V E提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

(2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

(3) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額(以下「V E 管理費」という。)を削減しないものとする。

(4) V E 提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。

7. V E 提案の活用と保護

評定の結果、当該 V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

8. 責任の所在

発注者が V E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第 60 条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第 55 条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に要する費用については、原則として受注者の負担とする。

第 61 条 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」〔国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照〕に基づき行うものとする。

第 62 条 施工箇所が点在する工事の適用

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、上吉田地先（道路改良（上宿交差点）、道路改良（擁壁工）、道路改良（道の駅交差点））、上吉田東地先（道路改良（福地用水路））で施工を行う工事であ

る。

第63条 低炭素型コンクリート試行工事（プレキャスト）

本工事は、建設関連業界等のカーボンニュートラルに向けた取組を促進するとともに、調達上の課題等を検証するため、セメント置換率の高いコンクリートなどのコンクリート製造時のCO₂排出量（コンクリートの材料のCO₂排出を含む）を削減した「プレキャスト製品による低炭素型コンクリート」の試行工事である。

①低炭素型コンクリート製品の規定・確認

低炭素型コンクリートはポルトランドセメントの置換率が55%以上のもの又はこれと同等以上のCO₂排出削減効果のあるものとする。受注者は、低炭素型コンクリート製品の購入前に、以下が確認出来る資料を監督職員に提出し、施工数量について監督職員と協議するものとする。

- ・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場の所在
- ・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場と施工現場までの運搬距離
- ・低炭素型コンクリート製品の見積書
- ・低炭素型コンクリート製品によるCO₂排出削減効果（算出可能な場合に限り）

低炭素型コンクリート製品の配合品質証明書等を監督職員に提出し、監督職員は置換率が55%以上であること又は同等以上のCO₂排出削減効果があることを確認するものとする。なお、費用対効果等を考慮し、低炭素型コンクリートを使用しない場合がある。

②試行工事の実施に要する費用

当該試行工事の実施に要する低炭素型コンクリート製品の費用は見積によるものとし、設計変更の対象とする。

③試行結果の検証への協力

試行にあたり受注者は実施状況や結果検証のための調査に協力するものとする。

第64条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定と）している。

第65条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第66条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号最終改正令和3年9月1日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。

3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第１回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第67条 直轄土木工事における賃金・労働時間等への実態調査（試行）

受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第68条 相談窓口

本工事は、受注者との相互理解を深めるコミュニケーションの向上を図ることを目的として、作業状況、安全対策、工期設定や必要経費等について相談窓口を設置している。

相談窓口を希望する場合は、以下に問い合わせを行うこと。

・相談窓口担当：道路担当 副所長 ・電話番号：055-252-5491（代）

第 2 章 個人情報の取り扱いについて

第69条 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない

第70条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第71条 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第72条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第73条 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第74条 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第75条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第76条 資料等の返却等

1. 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等について、この契約の終了後又は解除後において、速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が廃棄又は消去その他別の方法を指示したときは、その指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合は、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙 - 2）を発注者に提出しなければならない。
2. 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する

第77条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について、適時確認することができる。また、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し、個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第78条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第79条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第3章 土 工

第80条 建設発生土の受け入れ地

1. 建設発生土の受け入れ条件は次の通りとする。

廃棄物処理	施設の名称	所在地
建設発生土	(株)土手影建設 富士河口湖リサイクルプラント処分場	山梨県南都留郡富士河口湖町小立5065

受け入れ時間：8：00～17：00

受注者は、本工事から建設発生土を100m³以上搬出する場合は、（別紙様式-8）の様式により、搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土に関する下記の情報を郵送又はFAX等で提出しなければならない。なお、情報提供後、速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。

- (1) 工事件名、工事概要及び工事場所
- (2) 工事発注機関名、工事発注機関の監督職員名、連絡先
- (3) 工事請負業者名、現場代理人名、連絡先
- (4) 建設発生土の運搬業者名
- (5) 建設発生土の受入先名（搬出先事業所名等）、住所
- (6) 建設発生土の発生場所から受入地までの運搬経路
- (7) 建設発生土の搬出時期（搬出期間）
- (8) 建設発生土の土質（砂、ローム等）、土量（m³）

第 4 章 無筋・鉄筋コンクリート

第 8 1 条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートについては、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用 途	粗骨材 の 最大寸 法	スランプ	水セメント比	呼び強度	セメントの 種 類
場所打管渠工（均しコンクリート） 巻立工 2（均しコンクリート） 自由勾配側溝 暗渠排水路 現場打集水桝（1号集水桝） コンクリートシール	25 mm	8 cm	60%以下	18N/mm ²	高炉セメント（B種）
現場打集水桝（2号集水桝） 重力式擁壁 付属物施設 基礎ブロック（現場打）	40 mm	8 cm	60%以下	18N/mm ²	高炉セメント（B種）
場所打函渠工（コンクリート） 巻立工 2（コンクリート） 場所打水路 場所打地覆	25 mm	12 cm	60%以下	24N/mm ²	高炉セメント（B種）

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. コンクリートの耐久性向上の対策については、「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成 14 年 8 月一部改正）により行うものとする。

第 8 2 条 配合

水セメント比については、示方配合表により、監督職員の確認を得なければならない。なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記の構造物については、適用除外とする。

- ・仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの。）
- ・最大高さ 1.0m 未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物
- ・管（函）渠等（φ 600 mm 未満、600×600 mm 未満）の構造物
- ・道路照明、標識、防護柵等の構造物
- ・耐久性を期待しない構造物

第83条 レディーミクストコンクリート単位水量測定

本工事においては、1日当りレディーミクストコンクリートの使用量が100m³以上のコンクリート工において、「レディーミクストコンクリートの品質確保について（平成15年10月2日付け国官技第185号）」、「レディーミクストコンクリートの品質確保について」の運用について（平成15年10月2日付け国コ企第3号）」及び「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」（この条において、以下「測定要領」という。）（これらについて、受注者が所持しない場合は、工事契約後に受注者から監督職員に通知を求めるものとする。）に基づき、施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成・保管し、完成検査時に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員から請求があった場合は、直ちに提示しなければならない。測定機器については、測定要領の「2. 測定機器」によるものとするが、現場条件により発注者から測定機器を指示する場合がある。また、施工計画書に使用する機器を記載するものとする。

単位水量の測定は、測定要領の「6. 測定頻度」及び「7. 管理基準値・測定結果と対応」により実施することとする。なお、これらに定められてない場合は、監督職員と協議するものとする。

第5章 土木工事材料

第84条 目地板

伸縮目地材は、ゴム発泡とし厚さは20mmとする

第85条 区画線

塗装厚については、下表のとおりとする。

（1）熔融式

幅（cm）	厚（mm）	摘 要
15	1.5	夜間の視認性が優れたもの。
45		

（2）設置様式については、別添—2のとおりとする。

第6章 共通編

第86条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領（令和5年3月）：（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。「要領」で特に

記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和6年3月）」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第87条 技術検査

1. 本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は2回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。
2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第88条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請取引検査書類含む）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第89条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第 7 章 一般施工

第 90 条 防護柵設置工における出来形確保対策について

1. 受注者は、防護柵設置工の出来形管理方法について、防護柵設置工着手前に監督職員と協議しなければならない。
2. 受注者は、支柱の建て込み時において、現地の状況等により建て込みが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
3. 受注者は、防護柵の所定の根入れ長を確保するため、非破壊試験による出来形管理を行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、ビデオカメラによる出来形管理とすることができる。
 - (1) 防護柵が「非破壊試験による鋼製防護柵の根入れ長測定要領（案）」（この条において、以下「測定要領（案）」という。）〔国土交通省HP <http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html> 参照〕の適用範囲外の場合。
 - (2) 受注者が測定機器を調達できない場合。
 - (3) 測定機器が測定要領で定める性能基準を満たさない場合。
 - (4) 非破壊試験による出来形管理が妥当でないと判断される場合。
 - (5) その他非破壊試験によって出来形管理ができない場合。
4. 非破壊試験による出来形管理にあたっては、測定要領(案) に従い行う。
5. ビデオカメラによる出来形管理にあたっては、以下の状況をビデオカメラにより全本数分撮影する。
 - (1) 支柱建て込み前の根入れ長測定状況
 - (2) 支柱建て込み直前（機械セット時）から建て込み完了までの連続撮影なお、撮影したビデオテープ等の記録媒体については、施工確認書（別紙様式 - 13）とともに、監督職員へ提出するものとする。
6. これらに定められていない場合は、監督職員と協議する。
7. 非破壊試験費用は当初見込んでいないが、監督職員と協議のうえ、非破壊試験による出来形管理を行うこととした場合は設計変更の対象とする。

第 91 条 路側防護柵工

受注者は、既設防護柵の撤去時に支柱の状況を確認するとともに、支柱の切断等が発見された場合は、その内容を監督職員に直ちに報告しなければならない。

第 92 条 歩道舗装

1. 施工一般について
 - (1) 本工事の施工にあたっては、低騒音・低振動型の建設機械を使用するものとする。
 - (2) 工事を行う際は、舗装切断を行うなど適切な措置を行うものとする。
 - (3) 施工にあたり、横断方向の勾配は、2.0% を標準とする。縦断方向の勾配は、5.0%以下とするが、沿道の状況等によりやむを得ない場合には、8.0% 以下とすることができる。また、交通の支障とな

らないようにするものとする。なお、縦断方向の勾配を設ける箇所には、横断方向の勾配を設けないものとする。段差箇所付近には、「段差あり」の標識を設置しなければならない。

(4) 工事着手前に工事区域内及びその周辺の状況を調査し、現状を十分把握しておくこと。

(5) 本工事区画内の境界杭・境界鋸について調査を行い、破損等がある場合は監督職員と協議するものとする。

2. 歩道舗装について

(1) 歩道の施工に際しては、車椅子等の通行を考慮し、極力勾配を少なくするよう段差・切下げ等について配慮しなければならない（別添 - 03）。

なお、詳細については、監督職員と協議するものとする。

(2) 横断勾配箇所は、車椅子等の通行を考慮し、横断勾配の低減を行い配慮すること。

(3) 横断歩道等に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2cmを標準とするものとする。

(4) 詳細については、監督職員と協議するものとする。

第8章 舗 装

第93条 材料

1. 粒状路盤材クラッシャーランは、RC40とする。

2. 粒度調整路盤材料は、M40とする。

3. 加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径については、下記のとおりとする。

呼び名	アスファルト混合物の種類	最大粒径	アスファルト量	摘 要
RAst	再生瀝青安定処理（40）	40mm	4.0%	上層路盤
RA①	再生粗粒度アスコン	20mm	5.0%	基層
RA②	再生密粒度アスコン	20mm	5.5%	表層
改A②	改質Ⅱ型密粒度アスコン	20mm	5.5%	表層
A⑨	開粒度アスコン	13mm	4.5%	表層（歩道部）

第94条 加熱アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物(以下「混合物」という。)で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

第95条 歩行者系舗装

1. 配合設計

歩道における透水性舗装の表層に用いる開粒度アスコンは、下表の基準値を満足するものとする。アスファルト量の設定に際しては、施工時に分離がおこらないように慎重に行うものとする。

試験項目	基準値	試験方法
安定度 { kN(kgf) }	3.5 以上 (350)	マーシャル試験
フロー値 (1/100cm)	20 ～40	マーシャル試験
空隙率 (%)	12 以上	舗装調査・試験法便覧
透水係数 (cm/sec)	10^{-2} 以上	舗装調査・試験法便覧

第96条 区画線工

作業の実施上消去した区画線は、区画線工で復旧するものとする。

第9章 その他

第97条 舗装台帳

舗装台帳等の資料作成は、監督職員の指示により作成し、工事完成時に下記の資料を提出するものとする。提出資料 各2部(原稿1部、コピー1部)

1. 舗装台帳
2. 舗装施工データシート (別紙様式 - 14 の様式)
3. 舗装施工概略図
4. 位置図 (1/50,000)
5. 平面図 (完成平面図)

第98条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第99条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

1. 気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。
 - (1) 現場稼働日(開庁日)の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日(開庁日)の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。
 - (2) 現場休工期(閉庁日)に発生した場合には、翌現場稼働日(開庁日)の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工期であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。
2. 気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工期(休祭日)に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第100条 道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す『道路施設基本データ』を作成し、監督職員に提出するものとする。ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、発注者は受注者に対して、『道路施設基本データ』の内容について、説明を求めることがある。

1. 道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名
道路構造	C020	縦断勾配	付属物および付属施設	E060	道路情報板
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	I. T. V
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行車道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用自歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自転車駐輪場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐輪場
構造物	D010	橋梁		E150	雪崩防止施設
	D020	橋側歩道橋		E160	落石防止施設
	D030	横断歩道橋		E170	消雪パイプ
	D040	トンネル		E180	ロードヒーティング
	D050	洞門		E190	除雪ステーション
	D060	スノーシェッド		E200	防災備蓄
	D070	地下横断歩道		E210	共同溝
	D080	道路 BOX 等		E220	CAB 電線共同溝
	D090	横断 BOX 等		E230	植栽
	D100	パイプカルバート		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光フェンス
	D130	スノーシェルター		E270	流雪溝
付属物	E010	防護柵		E310	防雪林
	E020	道路照明		E320	路側放送
	E030	視線誘導標(反射式)		E330	光ケーブル施設
	E040	視線誘導標(自光式)		E340	道路反射鏡
	E050	道路標識		E350	ビーコン

2. 道路施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベースデータ作成マニュアル（案）』によるものとする。

3. 道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。

4. 道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、CORINS登録時の「工事契約コード番号」とす

る。

5. 道路施設基本データに係わる提出物として、以下のものを電子データにて提出すること。

- (1) 道路施設台帳作成総括表
- (2) 道路施設基本データ総括表
- (3) 道路施設基本データ一覧表
- (4) 道路施設台帳チェックシート
- (5) 「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
- (6) 「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果
- (7) 工事数量総括表

第101条 「問合せ番号」及び「路上規制情報システム」

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第102条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	☐ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ☐ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第 4 8 条
公害関係	☐ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。	第 4 1 条
建設副産物関係	☐ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。	第 7 9 条
工事支障物件等	☐ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 ☐ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	第 5 3 条 第 5 3 条
その他	☐ 工事に資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 ☐ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。	第 2 4 条 第 2 3 条

証明書

工事（業務）名：_____

受注業者：_____

証 明 者：_____

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は2以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担当者（会社名・部署名・氏名）：_____

連絡先1：_____

連絡先2：_____

（※証明者について

工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。
業務については、「管理技術者」が行うものとする。）

別紙—5

5/7~

工 種		単位	数 量	30	60	90	120	150	180	210	240	270	300	329	備考
準備		式	1												・40日間
福地用水路															
道路土工		式	1												(1pt)
舗装工		式	1												(1pt)
擁壁工		式	1												(1pt)
カルバート工		式	1												(1pt)
排水構造物工		式	1												(1pt)
構造物撤去工		式	1												(1pt)
仮設工		式	1												(1pt)
新屋 擁壁工															
地盤改良工・擁壁工 ・構造物取壊し工		式	1												(1pt)
道の駅交差点															
道路土工・舗装工		式	1												(1pt)
排水構造物工・構造物取壊し工		式	1												(1pt)
上宿交差点															
道路土工・舗装工		式	1												(1pt)
排水構造物工・構造物取壊し工		式	1												
後片付け		式	1												・20日間
制 約 条 件	年末年始、お盆	—													・12月下旬～1月上旬 ・8月中旬
	路上工事抑制	—													・7月19日～8月17日 ・12月20日～1月4日 ・3月
雨休率の適用		準備・後片付けを除く、雨休率(猛暑日補正有り)を適用													

別紙様式－０－１

【低価格理由とその詳細】

番号	低価格理由	低 価 格 理 由 の 詳 細 内 容
①	資材費の低減	生石灰、セメント系固化材を材料納入品協力会社から7%引きで購入。コンクリート2次製品は19%引きで購入。生コンクリートはグループ会社から20%引きで購入
②		
③	機械経費の低減	自社保有の建設機械車両(全100台)を使用。ダンプトラック運搬はグループ会社を中心に使用し運賃を削減。
④		
⑤	作業効率の向上	現場経験豊富な熟練したオペレータによるロスの少ない重機作業。仕上がり精度の高い法面整形。補助労務を必要としない程丁寧な仕上りの床堀作業。
⑥	下請業者の協力	施工協力会社に植生基材吹付工を外注し、設計想定より10%引きとする。
⑦	経費の低減	冬期間においても会社から現場まで45分程度で到着する。
⑧	現場管理費の低減	パソコン、デジカメ、プリンタ、仮設資材等を所有している。
⑨	安全資機材の低減	安全標識類を所有している。
⑩	本支店経費の低減	役員報酬、事務員給料を未計上。
⑪		
⑫	受注実績の取得	国交省発注工事の受注実績の取得
⑬		
⑭	その他	作業員の雇用確保、重機械の稼働率向上

別紙様式－０－２

【比較表－１】

積算内訳書の比較表

記 入 要 領	1) 見積り等積算根拠を示すものがあれば添付する。 2) 数量総括表に対応する内訳書にして下さい。 3) 入札時の元請(当初予定)欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認して下さい。 4) 工事完成時の元請(完成時実績)、官積算(最終)欄は、それぞれ調査票の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等および工事価格と合致するか確認して下さい。 5) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。											
工 事 名	〇〇道路改良工事											
工事区分・工種・ 種別	単位	入 札 時					工 事 完 成 時					備 考
		官積算(予定価格)※		元請(当初予定)		元請/ 官積 (%)	元請(完成時実績)		官積算(最終)※		元請/ 官積 (%)	
		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		
道路土工	式	1		1			1		1			
地盤改良工	式	1		1			1		1			
法面工	式	1		1			1		1			
カルバート工	式	1		1			1		1			
排水構造物工	式	1		1			1		1			
構造物撤去工	式	1		1			1		1			
仮設工	式	1		1			1		1			
直接工事費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
純工事費	式	1		1			1		1			
現場管理費	式	1		1			1		1			
工事原価	式	1		1			1		1			
一般管理費	式	1		1			1		1			
基礎工	式	1		1			1		1			
工事価格	式	1		1			1		1			

別紙様式－０－３

【比較表－２】

内 訳 書 に対する 明 細 書 の 比 較 表

記 入 要 領	1) 本様式は、比較表-1に対する明細を記入することとする。さらにその明細が必要な場合は、本様式を使用しその詳細が明確になるようにする。 2) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。													
工 事 名	〇〇道路改良工事													
工事区分・工種・ 種別・細別	単 位	入 札 時						工 事 完 成 時						備 考
		官積算(予定価格)※			元請(当初予定)			元請(完成時実績)			官積算(最終)※			
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	
道路土工	式	1			1			1			1			
掘削工	〃	1			1			1			1			
掘削(土砂)	m3	39,300			39,300			35,800			1			
掘削(軟岩)	〃	2,250			2,250			0			1			
路体盛土工	式	1			1			1			36			
路体(流用土)	m3	4,100			4,100			10,600			14			
法面整形工	式	1			1			1			30			
法面整形(切土部)	m2	5,920			5,920			5,010			9			
法面整形(切土部)	〃	250			250			0			1			
法面整形(盛土)	〃	330			330			160			11			
地盤改良工	式	1			1			1			1			
安定処理工	〃	1			1			1			1			
基礎安定処理 45kg/m3	m2	1,000			1,000			0			1			
〃 53. 6kg/m3 t=0.5m	〃	0			0			115			1			
〃 53. 6kg/m3 t=0.8m	〃	0			0			785			2			
路体安定処理 30kg/m3	m3	4,100			4,100			0			2			
路体安定処理 33kg/m3	m3	0			0			13,100			200			

[illegible]

【比較表－4】

[illegible]

【比較表－5】

手持ち機械の比較表(主要機械)

[illegible]

労務者の確保計画の比較表

[illegible]

【比較表－7】

工種別労務者配置計画の比較表

[illegible]

- 1) 当該工事で発生する、すべての建設副産物について記入してください。
- 2) 記入してある名称以外の建設副産物がある場合は、名称を追加記入して下さい。
- 3) 受け入れ価格は、建設副産物の処分のみ要した価格を記入してください(収集、運搬等に要した費用を除く)。
- 4) ※印の官積算価格欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。

[illegible]

【諸経費動向調査（工事費）】

工事費内訳		注)消費税抜きで記入してください		金額単位：千円								
費目	元請・元請外注	元 価	元請外注		1	2	3	4	5	6	7	8
			合計	〇〇建設								
(1) 道路工事業費	90,372	17,000	33,963	20,314	1,441	8,800	2,930	0	0	0	0	158
(1) 材料費	25,562	13,632	11,930	5,857	137	4,954	982	0	0	0	0	0
(2) 労務費	15,232	0	15,232	9,290	1,248	2,826	1,730	0	0	0	0	138
(3) 機械器具等消耗品	9,431	2,643	6,788	5,754	56	820	138	0	0	0	0	20
(4) 安全設備等設備修繕・管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 直接経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A 特許使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 水熱電力使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6) 特殊経費	747	729	13	13	0	0	0	0	0	0	0	0
(1) 共通仮設費	19,853	11,886	7,787	1,088	759	3,220	1,080	1,009	320	283	0	0
(1) 共通仮設費	8,069	4,710	3,359	1,889	120	452	0	898	0	0	0	0
I 仮設費	2,380	70	2,310	1,750	120	440	0	0	0	0	0	0
A 仮設材①	250	70	180	80	80	40	0	0	0	0	0	0
2 仮設材②	100	0	100	60	60	40	0	0	0	0	0	0
3 仮設材③	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 仮設材④	150	70	80	80	0	0	0	0	0	0	0	0
5 仮設材⑤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 橋梁用架設タワー等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 橋梁用仮設桁架	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 組み込み取り出し費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 トンネル用スライドセンター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 建設機械20未満	1,120	0	1,120	660	60	400	0	0	0	0	0	0
① 自走・貨物自動車等による運搬	1,080	0	1,080	620	60	400	0	0	0	0	0	0
② 日当回送による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 現場内小運搬	40	0	40	40	0	0	0	0	0	0	0	0
C 建設機械20以上	1,010	0	1,010	1,010	0	0	0	0	0	0	0	0
(1) 貨物自動車等による運搬	980	0	980	980	0	0	0	0	0	0	0	0
① 自走による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② 日当回送による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 現場内小運搬	30	0	30	30	0	0	0	0	0	0	0	0
D 運搬費	699	699	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A 準備・測量等	673	673	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B その他	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H 事業場外防止施設費	1,373	451	922	24	0	898	0	0	0	0	0	0
I 安全費	147	123	24	24	0	0	0	0	0	0	0	0
A 安全管理費	147	123	24	24	0	0	0	0	0	0	0	0
① 工事区域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要した費用(雑費以外の保安員等の費用を含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② 不稼働日の保安員等の費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 専任の安全管理者の設置、教育、補給に要した費用及び使用期間中の給料	102	102	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 仮断業を行方場合における取組に要した費用	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤ 除雪欠乏等の予防に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 河川・海岸工事における取組に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 粉塵作業の予防に要した費用	24	0	24	24	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 基干トンネル等における防火安全対策に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨ 安全用品等の費用	19	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩ 安全委員会等に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑪ 安全設備設置、撤去、維持管理に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 交通誘導員等	898	0	898	0	0	898	0	0	0	0	0	0
C 交通安全管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 事故処理等	324	324	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E 高圧作業予防	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F 経路安全確保・警戒費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
G タム承認・監視費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H その他	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H 仮設費	159	159	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A 土地の借上費	159	159	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 電力用水等基本料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H 技術関係費	2,700	2,888	12	12	0	0	0	0	0	0	0	0
A 品質管理費	89	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 特別な品質管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C 現場条件等費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 品質証明(社内検査)に要した費用	300	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E 各種検査等	320	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F 各種検査等	12	0	12	0	12	0	0	0	0	0	0	0
G その他	1,999	1,999	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
T 経費	758	643	115	115	0	0	0	0	0	0	0	0
A 賃借料	224	224	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 借上費	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C 宿泊費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 労働者送迎費	115	0	115	115	0	0	0	0	0	0	0	0
E 食料飲料所等	65	65	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F 美化費1	254	254	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
G 美化費2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
I 労働者海上輸送費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
T その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
T 技術者関係費(電気工事、光ケーブル工事の場合)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 補償費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 設備管理費	11,614	7,186	4,428	-803	639	2,798	1,080	1,111	320	283	0	0
I 労務管理費	528	183	345	20	161	151	0	2	0	0	0	11
A 安全訓練等費用	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 安全・衛生に要した費用	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C 研修訓練等に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H 研修公費	64	47	17	15	2	0	0	0	0	0	0	0
二 労務等従事員給料手当	8,387	4,917	3,450	1,021	968	359	792	33	214	81	0	0
三 賃金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H 保険料	208	0	208	101	0	3	93	0	4	5	0	0
(1) 火災保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 工事保険	88	0	88	88	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 自動車保険	109	0	109	0	3	93	0	0	0	0	0	0
(4) 相立保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 法定外の労災保険	10	0	10	6	0	0	0	0	0	0	0	0
(6) その他賠償保険	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
T 支払員	2,584	1,165	1,428	63	223	255	174	0	0	0	0	0
A 労災保険料	539	487	42	0	30	0	1	11	0	0	0	0
B 雇用保険料	189	143	146	70	22	12	30	2	3	0	0	0
C 健康保険料	670	435	535	257	79	84	65	26	9	15	0	0
D 厚生年金保険料	896	193	703	297	122	126	77	43	19	16	0	0
E 退職共済制度掛金	300	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F 船員保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
T 福利厚生費	285	41	244	185	0	0	48	0	0	0	0	0
チ 経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
五 運送交通費	394	290	104	12	0	49	0	0	0	0	0	0
ル 交際費	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ツ 寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ワ その他	623	504	119	2	0	0	0	0	0	0	0	0
カ 支払一般管理費等	-1,494	0	-1,494	-2,764	-707	1,981	-25	0	0	0	0	0
外注費(下請は、外注一般管理費等の自動計算)	41,750	41,750	外注一般の計算額	-2,764	-707	1,981	-25	0	0	0	0	21
(4) 一般管理費	-1,355	-1,355	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
① 労働者等(電気工事・光ケーブル工事の場合、後援費)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② 別途調査等工事関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 工事関係	69,300	69,300	41,750	22,000	2,200	11,550	3,930	1,009	320	283	0	441
④ 消防関係経費(下請は、下請工事関係の自動計算)	2,453	2,453	0	22,000	2,200	11,550	3,930	1,009	320	283	0	441
⑤ 工事関係金	72,753	72,753	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 業務費のうち、地域に要した費用	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6) 労働者のみ(労働関係に要した費用)	441	441	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(7) 仮設(仮工)に要した費用	849	849	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(8) 二次下請費の総数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(9) 二次下請費のうち、外注一般管理費等の合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(10) 二次下請費への委託工事関係の合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
派遣人員数と作業日数												
(1) 労働者数	896	16	880	492	78	113	108	80	0	0	0	11
(2) (1)のうち通称労働者数	896	16	880	492	78	113	108	80	0	0	0	11
(3) 技能関係等従事者数	393	192	201	70	60	0	48	4	14	5	0	0
(4) 技能者関係係員等従事者数	17	0	17	0	0	17	0	0	0	0	0	0
(5) 作業日数			222	70	45	16	48	26	14	3	0	0
(6) 現場管理費、その他のうち、事務用品等に要した費用	349	349	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(7) 現場管理費、その他のうち、動力・水光熱費に要した費用	13	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

別紙様式ー1

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類					工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け					工事書類作成 主体の 事前協議		備 考		
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示	通知	提出		提示	監督職員 へ連絡	監督職員 へ納品	電子 ☆	紙 ◎			
										受注者	監督 職員							契約 担当課	発注 担当課
工事 着手 前	作成 書類 の 役割 分担	設計 審査 会 で 確 認	1【事例】 工事のお知らせ(自治会、住民等への周知)	共通仕様書1-1-1-36-7	—		○						○				令和〇年〇月〇日設計審査会で確認		
			2【事例】 関係機関(〇〇〇)協議結果に基づく届出	共通仕様書1-1-1-36-2	—		○						○					令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
			3【事例】 土壌汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壌汚染対策法第4条1項	—	○		○										土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出	
			4【事例 概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 関係機関(〇〇〇)との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法	—	○		○										令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
			5【事例 概算概略発注のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 占用物件(〇〇〇)の移設の調整、監督処分	河川法、道路法	—	○		○										令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
			6【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1-1-1-3-2	—		○		○										令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			7【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正(構造計算の伴うものや大幅な修正)	共通仕様書1-1-1-15	—	○		○											令和〇年〇月〇日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役割分担を決定。 (受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する)
	契約 図書	設計 図書	8 工事請負契約書	—	—	○													
			9 共通仕様書	—	—	○													
			10 特記仕様書	—	—	○													
			11 発注図面	—	—	○													
			12 現場説明書	—	—	○													
			13 質問回答書	—	—	○													
			14 工事数量総括表	—	—	○													
	契約関係書類		15 現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式－1		○				○								
			16 請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式－2		○				○								
			17 工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式－3		○				○								
			18 掛金収納書(電子申請方式)	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号) 共通仕様書1-1-41-6	様式－4		○				○							電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を張り付けたうえで、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。	
			19 建退共証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	—		○						○						
			20 工事別共済証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	—		○						○						
			21 掛金充当実績総括表	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	—		○						○						
			22 被共済者就労状況報告書	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	—		○						○						
			23 掛金充当書	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	—		○						○						
			24 請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	様式－5		○				○								
			25 VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書	様式－6		○						○						
	その他		26 品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-6-5	様式－7		○			○								契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。	
			27 再生資源利用計画書 ー建設資材搬入工事用ー	共通仕様書1-1-1-19-4	—		○			○								該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。	
			28 再生資源利用促進計画書 ー建設副産物搬出工事用ー	共通仕様書1-1-1-19-5	—		○			○								該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。	
			29 建設発生土搬出図書	特記仕様書	—		○			○									
			30 建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	—		○			○									
工事 書類	1 施工 計画	① 施工 計画	31 施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	—		○			○							工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出 重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。		
			32 ISO9001品質計画書	特記仕様書	—		○			○									
			33 設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実があった場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	—		○			○									
			34 工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-1-38-1	—		○			○									
			35 工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)		—		○			○								設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。	
	2 施工 体制	② 施工 体制	36 施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	—		○			○							・「[施工体制台帳に係る書類の提出について]」の一部改正について」(令和3年3月5日付国官技第319号、国営第16号)に基づき作成する。 ・建設業及び一次下請人の営業票以外は不要		
			37 施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	—		○			○									
			38 作業員名簿	共通仕様書1-1-1-10-1	—		○			○									

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類					工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成 媒体の 事前協議		備 考	
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示	通知	提出		提示	監督職員 へ連絡	監督職員 へ納品	電子 ☆	紙 ◎			
										受注者	受注者						監督 職員		契約 担当 課
施 工 中	工事書類	3 施工 状況	③ 施工 管理	39	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	様式-9	○										協議の根拠となる一般的な諸基準類のコピーは添付不要。	
				40	工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17	様式-9		○			○							
				41	工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-16	様式-9		○			○							
				42	工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-18	様式-9		○			○							
				43	工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-20	様式-9		○			○							
				44	工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式-9		○			○							
		3 施工 状況	③ 施工 管理	45	材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	様式-10		○			○							設計図書に記載しているもの以外は材料確認書の提出は不要
				46	材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	—		○					○					設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。
				47	段階確認書	共通仕様書3-1-1-4-6	様式-11		○			○							・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
				48	確認・立金依頼書	共通仕様書3-1-1-4-1	様式-12		○			○							・確認・立金依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
				49	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2	—		○						○				ASP、電子メールなどにより連絡する。 ただし、現道の工事については「提出」とする。
				50	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-13	—		○					○					監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。
				51	工事故速報	共通仕様書1-1-1-30	様式-13		○			○			○				事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。
				52	工事故報告書	共通仕様書1-1-1-30	—		○			○							事故報告書はSAS(建設工事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。
				53	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-25	様式-14		○			○							工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求められることがある。根拠資料の添付不要。
				54	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	—		○			○							指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)。
施 工 中	契約関係書類	中間前払金	55	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式-15		○			○								
			56	請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式-5		○			○								
			57	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式-16		○			○								
			58	指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式-17		○			○								
			59	請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第39条1項	様式-5		○			○								
			60	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式-18		○			○								
		既済部分検査	61	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式-19		○			○							中間技術検査時にも提出する。	
			62	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7-2	—		○			○								
			62	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式-18		○			○								
		修補	63	請求書(部分払金)	工事請負契約書第38条5項	様式-5		○			○								
			64	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式-21		○			○								
		部分使用	65	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式-22		○			○							部分使用がある場合に提出する。	
			66	工期延期届	工事請負契約書第18条～22条	様式-23		○			○							工期延期が発生する場合に提出する。	
		支給品	支給品	67	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式-24		○			○						支給品を受領した場合に提出する。	
				68	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	様式-25		○			○						支給品がある場合に提出する。	
				69	建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-1-17-5	様式-26		○			○						建設機械の貸与がある場合に提出する。	
70	建設機械借用・返納書			工事請負契約書第15条3項	様式-27		○			○						建設機械の貸与がある場合に提出する。			
現場発生品	71	現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-18	様式-28		○			○						現場発生品がある場合に提出する。				
その他	72	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7	—		○			○							既済部分検査等の際に提出する。			
	73	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-19-2	—		○					○					・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。			
	74	建設発生土搬出調書	特記仕様書	—		○					○								
	75	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	—		○					○								
76	新技術活用関係資料	特記仕様書	—		○					○						新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。			

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類					工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成 媒体の 事前協議		備 考	
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示	通知	提出		提示		監督職員 へ連絡	監督職員 へ納品	電子 ☆	紙 ◎		
										受注者	受注者	監督職員	契約担当課						発注担当課
工事 完成 時	契約関係書類	77	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式-29		○					○							
		78	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式-30		○					○							
		79	請求書(完成代金)	工事請負契約書第33条1項	様式-5		○					○							
	工事書類	80	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式-31		○					○							・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。
		81	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式-32		○					○							・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。
		82	品質証明書	特記仕様書	様式-33		○					○							・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要
		83	工事写真	共通仕様書1-1-1-24-8	—		○					○					☆		・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真帳の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要。
		84	総合評価実施報告書	特記仕様書	—		○					○							総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要
		85	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-10	様式-34		○					○							
	工事完成図書	86	工事完成図	共通仕様書1-1-1-20 共通仕様書3-1-1-7	—		○					○				○	☆		・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
		87	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-7	—		○					○					○	☆	・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
	その他	88	再生資源利用実施書 —建設資材搬入工事用—	共通仕様書1-1-1-19-6	—		○					○							該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
		89	再生資源利用促進実施書 —建設副産物搬出工事用—	共通仕様書1-1-1-19-6	—		○					○							該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
工 成 事 後 完	その他	90	低入札価格調査 (間接工事費等諸経費動向調査票)	共通仕様書1-1-1-13-5-3	—	○	○				○							「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。	

様式－ 6 (1)

年月日：

V E 提 案 書

(発注者) 殿

(受注者)

工事請負契約書第 1 9 条の 2 に基づき V E 提案書を提出いたします。

工事件名：		連絡者
契約締結日：		氏 名
		T E L
		F A X
V E 提案の概要		
注) 記入欄が不足する場合には、様式－ 6 (1) の 2 として追記して下さい。なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円
概 算 低 減 額 合 計		

様式-6(3)

番 号	項目内容
-----	------

VE提案による概算低減額及び算出根拠

[illegible]

様式－６（１）

年月日：

V E 提 案 書

（発注者） 殿

（受注者）

工事請負契約書第１９条の２に基づきV E提案書を提出いたします。

工事件名：	連絡者	
契約締結日：	氏 名	
	T E L	
	F A X	
V E 提案の概要		
注）記入欄が不足する場合には、様式－６（１）の２として追記して下さい。なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円
概 算 低 減 額 合 計		

様式－6 (2)

番 号	項 目 内 容
(1) 設計図書の定める内容と、V E 提案の内容の対比	
【現状】 ----- 略図等	【改善案】 ----- 略図等
(2) 提案理由	
(3) V E 提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）	
(4) 品質保証の証明（品質保証書の添付等）	
(5) その他	

様式-6 (3)

番 号	項目内容
-----	------

VE提案による概算低減額及び算出根拠

[illegible]

様式－ 6 (4)

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(1) 工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項

(2) V E 提案が採用された場合に留意すべき事項 (提案内容の公表に係る所見等)

平成 年 月 日 号

V E 提案採否通知書

○ ○ ○ ○ 殿

支出負担行為担当官
〇〇地方整備局長 印

特記仕様書「○ VE 提案について」に基づき、平成 年 月 日付けで提出され
ましたVE提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

[illegible]

(注) 採否に関する問い合わせ先

建設発生土搬出のお知らせ

平成 年 月 日

殿

会 社 名：

現場代理人名：

下記のとおり、貴区市町村内への受入れ先に建設発生土を搬出いたしますので、お知らせいたします。

工 事 件 名	
工 事 場 所	
工 事 概 要	
工 事 発 注 機 関 名	
工事監督職員又は担当者名	
連絡先機関・電話番号	
	T E L：

工事受注業者名	
担当者名・電話番号	氏名： TEL：
建設発生土の運搬業者	
建設発生土の受入先名等	
住所	
建設発生土の運搬経路	(別添図面の通り)
建設発生土の搬出時期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
建設発生土の土質、土量	土質： 搬出量： m3

＜記入例＞

(別紙)

建設発生土搬出のお知らせ

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇

日

〇〇〇〇部 〇〇〇〇課 殿

会 社 名 : 〇〇〇〇建設(株)

現場代理人名 : 〇〇 〇〇〇

下記のとおり、貴区市町村内への受入れ先に建設発生土を搬出いたしますので、お知らせいたします。

工 事 件 名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇地先
工 事 概 要	土工〇〇〇m ³ 、舗装工〇〇〇m ² 、法面工〇〇〇m ² 、仮設工 1 式 搬出 : 発生土〇〇〇m ³ 、 搬入 : A S 合材〇〇〇ト ³ 、碎石〇〇〇m ³ 、
工 事 発 注 機 関 名	国土交通省 関東地方整備局 〇〇事務所
工事監督職員又は担当者名	主任監督員〇〇〇〇〇、監督員〇〇〇〇〇、
連絡先機関・電話番号	〇〇事務所〇〇出張所 TEL : 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
工 事 受 注 業 者 名	〇〇〇〇建設(株)
担当者名・電話番号	氏名 : 〇〇〇〇〇 TEL : 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇 〇
建設発生土の運搬業者	〇〇〇〇興業(株)
建設発生土の受入先名等	〇〇〇〇土地改良事業

住	所	〇〇県〇〇市〇〇番地	
建設発生土の運搬経路		(別添図面の通り)	
建設発生土の搬出時期		平成 〇 年 〇〇月 〇〇日 ~ 平成 〇 年 〇〇月 〇〇 日	
建設発生土の土質、土量		土質：砂質土 3	搬出量： 〇〇〇 m

性能規定データ（データコード：0602）記入シート

1. 路線名

路線番号

現旧新

校番号

→1:現道 2:旧道 3:新道

路線名称（枝番がある時、バイパス名等を記入する）

2. 上り下り区分

1：上り 3：上下

2：下り

9. すべり抵抗

測定年月

元号

年

月

測定方法

1：すべり抵抗測定車

2：回転式すべり抵抗試験機（DFテスト）

3：振り子式スキッドレジスタンステスト

9：その他

路面温度

速度1

速度2

速度3

すべり摩擦係数1

すべり摩擦係数2

すべり摩擦係数3

記入要領

・該当コード番号を。で囲む。

・□□欄は数値・コードを記入し、不明の場合は「*」を記入する。

主任監督員

作成者

3. 車線(車線区分+車線番号)

(車線番号はセンター側から数えた車線位置番号)

コード	車線区分	コード	車線区分
1	本線	5	左折車線
2	登坂車線	6	加減速車線
3	ゆずり車線	7	副道
4	右折車線	ランブコード	連結路(ランブ)

4. 距離標

キロポスト

キロポスト

キロポストからの実距離

(自)

(至)

m

-

m

キロポスト

キロポスト

キロポストからの実距離

m

10. 路面騒音

測定年月

元号

年

月

測定方法

1：関東地方整備局所有の路面騒音測定車

2：近畿地方整備局所有の路面騒音測定車

3：九州地方整備局所有の路面騒音測定車

4：中国地方整備局所有の路面騒音測定車

5：道建設業協会所有の路面騒音測定車

9：その他

測定車両の平均速度

気温

路面温度

路面騒音値

km/h

デシベル

5. 施工年月

元号

年

月

H

6. 性能確認時期

1：施工直後

2：1年後

9：その他

7. 平坦性

測定年月

元号

年

月

測定方法

1：3mプロファイルメータによる方法

2：3m直線定規による方法

3：路面性状測定車による方法

9：その他

凹凸量の標準偏差1

凹凸量の標準偏差2

(標準偏差1:平坦性の障害となるマンホール等の部分のデータを除外しない値)

(標準偏差2:平坦性の障害となるマンホール等の部分のデータを除外した値)

8. 浸透水量

測定年月

元号

年

月

測定方法

1：現場透水量試験器

9：その他

道路の区分

1：第1種、第2種、第3種第1級及び第2級並びに第4種第1級

2：その他

浸透水量

わだち部（OWP）

ミリットル／15秒

非わだち部（BWP）

ミリットル／15秒

11. わだち掘れ

測定年月

元号

年

月

測定方法

1：横断プロファイルメータによる方法

2：直線定規による方法

3：水系による方法

4：路面性状測定車による方法

9：その他

わだち掘れ量（最大値）

わだち掘れ量（平均値）

mm

mm

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類					工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づ け		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成 媒体の 事前協議		備 考	
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示	通知	提出			提示	監督職員 へ連絡	監督職員 へ納品	電子 ☆	紙 ◎		
								受注者	受注者	監督 職員	契約 担当 課	発注 担当 課	受注者 保管						
工事着手前	作成書類 の役割分担	設計 審査会 で 確認	1【事例】 工事のお知らせ(自治会、住民等への周知)	共通仕様書1-1-1-36-7	－		○							○				令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
			2【事例】 関係機関(〇〇〇)協議結果に基づく届出	共通仕様書1-1-1-36-2	－		○						○					令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
			3【事例】 土壌汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壌汚染対策法第4条1項	－	○			○									土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出	
			4【事例 概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 関係機関(〇〇〇)との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法	－	○			○									令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
			5【事例 概算概略発注のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 占用物件(〇〇〇)の移設の調整、監督処分	河川法、道路法	－	○			○									令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
			6【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1-1-1-3-2	－		○			○									令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			7【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正(構造計算の伴うものや大幅な修正)	共通仕様書1-1-1-15	－	○			○									令和〇年〇月〇日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役割分担を決定。 (受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する)	
	契約図書	設計図書	8 工事請負契約書	－	－	○													
			9 共通仕様書	－	－	○													
			10 特記仕様書	－	－	○													
			11 発注図面	－	－	○													
			12 現場説明書	－	－	○													
			13 質問回答書	－	－	○													
			14 工事数量総括表	－	－	○													
	契約関係書類		15 現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式－1		○				○								
			16 請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式－2		○				○							契約書を作成する全ての工事	
			17 工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式－3		○				○								
			18 掛金収納書(電子申請方式)	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号) 共通仕様書1-1-1-41-6	様式－4		○				○							電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を張り付けたうえ、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。	
			19 建退共証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	－		○						○						
			20 工事別共済証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	－		○						○						
			21 掛金充当実績総括表	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	－		○						○						
			22 被共済者就労状況報告書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	－		○						○						
			23 掛金充当書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	－		○						○						
			24 請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	様式－5		○				○								
			25 VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書	様式－6		○					○						契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。	
	その他		26 品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-6-5	様式－7		○			○								契約図書で規定された場合に提出する。	
			27 再生資源利用計画書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1-1-1-19-4	－		○				○							該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。	
			28 再生資源利用促進計画書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-1-19-5	－		○				○							該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。	
			29 建設発生土搬出調書	特記仕様書	－		○				○								
			30 建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	－		○				○								
工事書類	1 施工計画	① 施工計画	31 施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	－		○				○						工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出 重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。		
			32 ISO9001品質計画書	特記仕様書	－		○				○								
			33 設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実があった場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	－		○				○								
			34 工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-1-38-1	－		○				○								
			35 工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)		－		○				○						設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。		
	2 施工体制	② 施工体制	36 施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	－		○				○						・『「施工体制台帳に係る書類の提出について」』の一部改正について(令和3年3月5日付け国官技第319号、国営整第16号)に基づき作成する。 ・建設業及び一次下請人の警備業以外は不要		
			37 施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	－		○				○								
			38 作業員名簿	共通仕様書1-1-1-10-1	－		○				○								
施工中	3 施工状況	③ 施工管理	39 工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	様式－9	○													
			40 工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17	様式－9		○				○							協議の根拠となる一般的な諸基準類のコピーは添付不要。	
			41 工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-16	様式－9		○				○								
			42 工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-18	様式－9		○				○								
			43 工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-20	様式－9		○				○								
			44 工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式－9		○				○								
			45 材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	様式－10		○				○							設計図書に記載しているもの以外は材料確認願の提出は不要	
			46 材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	－		○						○					設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。	

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類						工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づ け		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成 媒体の 事前協議		備 考		
作成 時期	種 別			No.	書 類 名 称		書類作成の根拠	発注者	受注者	指示 受注者	通知 受注者	提出			提示 受注者 保管	監督職員 へ連絡	監督職員 へ納品	電子 ☆		紙 ◎	
												監督 職員	契約 担当 課	発注 担当 課							
施 工 中	工事書類	3 施工状況	③ 施工管理	47	段階確認書	共通仕様書3-1-1-4-6	様式－11		○						○					・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。	
				48	確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-4-1	様式－12		○										・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。		
				49	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2	－		○						○				ASP、電子メールなどにより連絡する。 ただし、現道上の工事については「提出」とする。		
			④ 安全管理	50	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-13	－		○						○					監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。	
				51	工事事故速報	共通仕様書1-1-1-30	様式－13		○							○				事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。	
				52	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-30	－		○											事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。	
			⑤ 工程管理	53	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-25	様式－14		○						○					工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。	
			⑥ 品質管理	54	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	－		○											指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)。	
	契約関係書類	中間前払金	55	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式－15		○					○								
			56	請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式－5		○						○							
		完済部分検査	57	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式－16		○						○							
			58	指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式－17		○						○							
			59	請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第39条1項	様式－5		○						○							
			60	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○						○							
		既済部分検査	61	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式－19		○						○							
			62	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7-2	－		○						○						中間技術検査時にも提出する。	
			62	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○						○							
			63	請求書(部分払金)	工事請負契約書第38条5項	様式－5		○						○							
		修補	64	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式－21		○						○							
		部分使用	65	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式－22		○						○						部分使用がある場合に提出する。	
		工期延期	66	工期延期願	工事請負契約書第18条～22条	様式－23		○						○						工期延期が発生する場合に提出する。	
		支給品	建設機械	67	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式－24		○					○							支給品を受領した場合に提出する。
				68	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	様式－25		○					○						支給品がある場合に提出する。	
			69	建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-1-17-5	様式－26		○						○						建設機械の貸与がある場合に提出する。	
		現場発生品	70	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式－27		○						○							建設機械の貸与がある場合に提出する。
			71	現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-18	様式－28		○						○							現場発生品がある場合に提出する。
	その他	72	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7	－		○						○								既済部分検査等の際に提出する。
		73	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-19-2	－		○									○					・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。
		74	建設発生土搬出調書	特記仕様書	－		○								○						
		75	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	－		○								○						
		76	新技術活用関係資料	特記仕様書	－		○									○					新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。
工事完成時	契約関係書類	77	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式－29		○						○								
		78	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式－30		○						○								
		79	請求書(完成代金)	工事請負契約書第33条1項	様式－5		○						○								
	工事書類	80	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式－31		○							○							・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。
		81	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式－32		○							○							・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。
		82	品質証明書	特記仕様書	様式－33		○							○							・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要
		83	工事写真	共通仕様書1-1-1-24-8	－		○							○				☆			・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真帳の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要
		84	総合評価実施報告書	特記仕様書	－		○							○							総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。
		85	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-10	様式－34		○							○							自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。 1工事につき最大10項目までの提出とする。
	工事完成図書	86	工事完成図	共通仕様書1-1-1-20 共通仕様書3-1-1-7	－		○						○				○	☆			・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
		87	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-7	－		○							○				○	☆		
	その他	88	再生資源利用実施書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1-1-1-19-6	－		○							○							該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
		89	再生資源利用促進実施書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-1-19-6	－		○							○							該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
工事 完成 後	その他	90	低入札価格調査 (間接工事費等諸経費動向調査票)	共通仕様書1-1-1-13-5-3	－	○	○							○						「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。	

工 期 通 知 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	平成 年 月 日
工 事 の 始 期	平成 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 か ら (〇〇〇日間) 平成 年 月 日 まで

※工事の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工期の始期及び終期）を記載する。

【遠隔臨場に関する基礎調査様式】

●基本情報

工事名	
会社名	
担当者名	
連絡先	
アドレス	

●遠隔臨場を適用した項目

No.	適用種別 (選択)	工 種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	段階確認	矢板工	鋼矢板	打込時	長さ	・ 検尺及び目視確認が可能だったため ・ 確認頻度が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場を適用せず、従来の現場臨場とした項目

No.	適用種別 (選択)	工 種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	段階確認	掘削工		土質の変化した時	土質、変化位置	・ 土(岩)質の確認は映像では困難のため	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場に使用した機器

No.	機器構成 (選択)	遠隔臨場システムの名称 (自由記述)	遠隔臨場システムのメーカー名 (自由記述)	監督職員P Cとのセキュリティ上の通信可否 (つながる or つながらない)
記入例	パッケージシステム	Generation-eye	(株) Atos	つながらない

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。